

平成29年度に実施した個別指導において
保険薬局に改善を求めた主な指摘事項

関東信越厚生局

目 次

I 調剤全般に関する事項

I-1	処方せんの取扱い	4
I-2	処方内容の変更	4
I-3	処方内容に関する薬学的確認	4
I-4	調剤	4
I-5	調剤済処方せんの取扱い	4
I-6	調剤録の取扱い	5

II 調剤技術料に関する事項

II-1	調剤基本料	5
II-2	基準調剤加算	5
II-3	後発医薬品調剤体制加算	5
II-4	調剤料	5
II-5	嚥下困難者用製剤加算	6
II-6	一包化加算	6
II-7	自家製剤加算	6

III 薬学管理料に関する事項

III-1	薬剤服用歴管理指導料	6
III-1-1	薬剤服用歴の記録	6
III-1-2	薬剤情報提供文書	7
III-1-3	経時的に薬剤の記録が記入できる薬剤の記録用の手帳	7
III-1-4	薬剤服用歴の記録（電磁的記録の場合）の保存等	7
III-1-5	麻薬管理指導加算	7
III-1-6	重複投薬・相互作用等防止加算	7
III-1-7	特定薬剤管理指導加算	8
III-1-8	乳幼児服薬指導加算	8
III-2	かかりつけ薬剤師指導料	8
III-2-1	薬剤服用歴の記録	8
III-2-2	経時的に薬剤の記録が記入できる薬剤の記録用の手帳	9
III-2-3	重複投薬・相互作用等防止加算	9
III-2-4	特定薬剤管理指導加算	9
III-2-5	乳幼児服薬指導加算	9
III-3	外来服薬支援料	9

Ⅲ－４	在宅患者訪問薬剤管理指導料	・ ・ ・ ・ ・	9
Ⅲ－４－１	薬剤服用歴の記録	・ ・ ・ ・ ・	9
Ⅲ－４－２	麻薬管理指導加算	・ ・ ・ ・ ・	10
Ⅲ－５	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	・ ・ ・ ・ ・	10
Ⅲ－６	服薬情報等提供料	・ ・ ・ ・ ・	10
Ⅳ 薬剤料等に関する事項			
Ⅳ－１	特定保険医療材料料	・ ・ ・ ・ ・	10
Ⅴ 事務的事項			
Ⅴ－１	届出事項	・ ・ ・ ・ ・	10
Ⅴ－２	掲示事項	・ ・ ・ ・ ・	10
Ⅴ－３	一部負担金等の取扱い	・ ・ ・ ・ ・	11
Ⅵ その他			
Ⅵ－１	調剤報酬明細書の記載	・ ・ ・ ・ ・	11
Ⅵ－２	保険請求に当たっての請求内容の確認	・ ・ ・ ・ ・	11
Ⅵ－３	関係法令の理解	・ ・ ・ ・ ・	11

I 調剤全般に関する事項

I-1 処方せんの取扱い

- 処方せんは、患者又は現にその看護に当たっている者から受け付けること。
- 次の不備のある処方せんを受け付け、調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。
 - ・保険医の記名押印又は署名がない。
- 「処方」欄の記載に次の不備のある処方せんにつき、疑義照会をせずに調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。
 - ・用量の記載がない又は不適切である。
 - ・用法の記載がない又は不適切である。
 - ・医薬品名を略称又は記号等により記載している。

I-2 処方内容の変更

- 処方内容の変更について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・薬剤の変更、用法・用量の変更を、処方医に確認することなく行っている。

I-3 処方内容に関する薬学的確認

- 処方内容について確認を適切に行っていない（処方医への疑義照会を行っているものの、その内容等を処方せん又は調剤録に記載していないものを含む。）次の例が認められたので改めること。
 - ・薬剤の処方内容より禁忌例への使用が疑われるもの
 - ・医薬品医療機器等法による承認内容と異なる効能効果（適応症）での処方が疑われるもの
 - ・医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用法又は用量で処方されているもの
 - ・過量投与が疑われるもの
 - ・倍量処方が疑われるもの
 - ・相互作用（併用禁忌・併用注意）が疑われるもの
 - ・重複投薬が疑われるもの
 - ・投与期間の上限が設けられている医薬品について、その上限を超えて投与されているもの
 - ・漫然と長期にわたり処方されているもの

I-4 調剤

- 調剤について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・処方医が後発医薬品への変更を認めている場合に、患者に対して後発医薬品に関する説明を適切に行っていない。

I-5 調剤済処方せんの取扱い

- 調剤済処方せんについて、次の事項がない、不適切又は不明瞭な例が認められたので改めること。
 - ・調剤済年月日
 - ・保険薬局の所在地
 - ・保険薬局の名称
 - ・保険薬剤師の署名又は姓名の記載、押印
- 調剤済処方せんの「備考」欄又は「処方」欄に記入する次の事項の記載がない又は不適切な例が認められたので改めること。
 - ・医師又は歯科医師に照会を行った場合、その回答内容
- 調剤済処方せんへの保険薬剤師の記名押印又は署名を事務員が行っているの
で、調剤した保険薬剤師が自ら行うよう改めること。

I-6 調剤録の取扱い

- 調剤録の記入について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・調剤した薬剤師の氏名の記載がない
 - ・二本線で抹消したのではなく、塗りつぶし、修正液、修正テープ、又は貼紙により修正している。（修正前の記載内容が判読不能である）

II 調剤技術料に関する事項

II-1 調剤基本料

- 受付回数を1回とすべきところを2回受付としている（同一日に複数の処方せんを受け付けた場合において、同一の保険医療機関で一連の診療行為に基づいて交付された処方せんについて受付回数を2回として算定している）不適切な例が認められたので改めること。

II-2 基準調剤加算

- 基準調剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・在宅患者訪問薬剤管理指導を行う薬局である旨を記載した文書を交付していない。

II-3 後発医薬品調剤体制加算

- 後発医薬品調剤体制加算1について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・直近3か月の調剤した薬剤（後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品）の規格単位数に占める後発医薬品の規格単位数の割合が65%以上でない。

II-4 調剤料

- 調剤料の算定について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・内服薬につき、1剤とすべきところ、2剤として調剤料を算定している。

- ・外用薬につき、1調剤とすべきところ、2調剤として調剤料を算定している。

II-5 嚥下困難者用製剤加算

- 嚥下困難者用製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・嚥下障害等がない患者について算定している。
 - ・市販されている剤形（顆粒又は細粒）での服用が可能と思われる患者について算定している。
 - ・剤形の加工を薬学的な知識に基づいて行っていない。

II-6 一包化加算

- 一包化加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・治療上の必要性が認められない場合に算定している。（一包化は、多種類の薬剤が投与されている患者においてしばしばみられる薬剤の飲み忘れ、飲み誤りを防止すること又は心身の特性により錠剤等を直接の被包から取り出して服用することが困難な患者に配慮することを目的として行うものである。）
 - ・医師の了解を得た上で行ったものではない場合に算定している。
 - ・薬剤師が一包化の必要を認め、医師の了解を得た後に一包化を行った場合において、医師の了解を得た旨又は一包化の理由を調剤録等に記載していない。

II-7 自家製剤加算

- 自家製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている。
 - ・調剤録等に製剤工程を記載していない。

III 薬学管理料に関する事項

III-1 薬剤服用歴管理指導料

- 同一日に複数の処方せんを受け付けた場合において、同一の保険医療機関で一連の診療行為に基づいて交付された処方せんについて、受付回数を2回として算定している不適切な例が認められたので改めること。
- 処方せんの受付後、薬を取りそろえる前に服薬状況等を患者等に確認していない不適切な例が認められたので改めること。

III-1-1 薬剤服用歴の記録

- 薬剤服用歴の記録について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・薬剤服用歴の記録への記載が、指導後速やかに完了していない。
 - ・同一患者の薬剤服用歴の記録について、必要に応じて直ちに参照できるよう保存・管理していない。
 - ・鉛筆で記載している。

- 二本線で抹消したのではなく、塗りつぶし、修正液、又は修正テープにより修正している。（修正前の記載内容が判読不能である）
- 次の事項記載がない又は不適切である。
住所、必要に応じて緊急時の連絡先等、処方内容に関する照会の要点等、体質、アレルギー歴、副作用歴、患者又はその家族等からの相談事項の要点、服薬状況、残薬の状況、患者の服薬中の体調の変化、併用薬等の情報、合併症を含む既往歴に関する情報、他科受診の有無、副作用が疑われる症状の有無、飲食物（服用中の薬剤との相互作用が認められているものに限る。）の摂取状況、後発医薬品の使用に関する患者の意向、手帳による情報提供の状況、服薬指導の要点、指導した保険薬剤師の氏名

Ⅲ－１－２ 薬剤情報提供文書

- 薬剤情報提供文書について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - 副作用、相互作用の記載がない又は不適切である。
 - 後発医薬品に関する情報の記載がない又は不適切である。
 - 服用及び保管取扱い上の注意事項の記載がない又は不適切である。
 - 情報提供を行った保険薬剤師の氏名の記載がない又は不適切である。
 - 用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する記載について、患者等が理解しやすい表現になっていない。

Ⅲ－１－３ 経時的に薬剤の記録が記入できる薬剤の記録用の手帳

- 手帳による情報提供について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - 手帳に必要な応じて服用に際して注意すべき事項を記載していない。

Ⅲ－１－４ 薬剤服用歴の記録（電磁的記録の場合）の保存等

- 電子的に保存している記録について、最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠していない不適切な例が認められたので改めること。
 - 定期的に職員に対し個人情報の安全管理に関する教育訓練を行っていない。
 - パスワードの有効期間を適切に設定していない。パスワードは定期的（2ヶ月以内）に変更すること。
 - 特定のIDを複数の職員が使用している。

Ⅲ－１－５ 麻薬管理指導加算

- 麻薬管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - 麻薬の服用状況、残薬の状況及び保管状況を確認していない。
 - 麻薬による鎮痛等の効果及び副作用の有無の確認を行っていない。

Ⅲ－１－６ 重複投薬・相互作用等防止加算

- 重複投薬・相互作用等防止加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ・処方の変更が行われなかった場合に算定している。
- ・薬剤服用歴の記録に処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容を記載していない。

Ⅲ－１－７ 特定薬剤管理指導加算

- 特定薬剤管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品について算定している。
 - ・特に安全管理が必要な医薬品が複数処方されている場合に、その全てについての必要な薬学的管理及び指導を行っていない。
 - ・対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点を薬剤服用歴の記録に記載していない。
 - ・従来と同一の処方内容にもかかわらず当該加算を継続して算定する場合に、特に指導が必要な内容を薬剤服用歴の記録に記載していない。

Ⅲ－１－８ 乳幼児服薬指導加算

- 乳幼児服薬指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・乳幼児に係る処方せんの受付の際に確認した、体重、適切な剤形その他必要な事項等について、薬剤服用歴の記録及び手帳に記載していない。
 - ・患者の家族等に対して行った適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導の要点について、薬剤服用歴の記録及び手帳に記載していない。

Ⅲ－２ かかりつけ薬剤師指導料

- かかりつけ薬剤師指導料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・患者の同意を得た回にかかりつけ薬剤師指導料を算定している。
 - ・患者の署名付きの同意書が保管されていない。
 - ・患者の同意を得た旨を薬剤服用歴の記録に記載していない。
 - ・かかりつけ薬剤師以外の保険薬剤師が服薬指導等を行った場合にかかりつけ薬剤師指導料を算定している。
- かかりつけ薬剤師が行う服薬指導等について、勤務表を患者に渡していない不適切な例が認められたので改めること。

Ⅲ－２－１ 薬剤服用歴の記録

- 薬剤服用歴の記録について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・次の事項記載がない又は不適切である。
 体質、アレルギー歴、副作用歴、残薬の状況、患者の服薬中の体調の変化、併用薬等の情報、合併症を含む既往歴に関する情報、他科受診の有無、副作用が疑われる症状の有無、飲食物（服用中の薬剤との相互作用が認められているものに限る。）の摂取状況、後発医薬品の使用に関する患者の意向、手帳による情報提供の状況、服薬指導の要点

- 患者が受診している全ての保険医療機関の情報、服用している処方薬、要指導医薬品及び一般用医薬品並びに健康食品等について、薬剤服用歴の記録に記載していない。

Ⅲ-2-2 経時的に薬剤の記録が記入できる薬剤の記録用の手帳

- 手帳による情報提供について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・手帳に必要な応じて服用に際して注意すべき事項を記載していない。

Ⅲ-2-3 重複投薬・相互作用等防止加算

- 重複投薬・相互作用等防止加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・薬剤服用歴の記録に処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容を記載していない。

Ⅲ-2-4 特定薬剤管理指導加算

- 特定薬剤管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点を薬剤服用歴の記録に記載していない。
 - ・従来と同一の処方内容にもかかわらず当該加算を継続して算定する場合に、特に指導が必要な内容を薬剤服用歴の記録に記載していない。

Ⅲ-2-5 乳幼児服薬指導加算

- 乳幼児服薬指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・患者の家族等に対して行った適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導の要点について、薬剤服用歴の記録及び手帳に記載していない。

Ⅲ-3 外来服薬支援料

- 外来服薬支援料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・当該薬剤の名称、服薬支援の内容及び理由を薬剤服用歴の記録に記載していない。

Ⅲ-4 在宅患者訪問薬剤管理指導料

- 在宅患者訪問薬剤管理指導料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・薬学的管理指導計画に実施すべき指導の内容を記載していない。

Ⅲ-4-1 薬剤服用歴の記録

- 薬剤服用歴の記録について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・次の事項記載がない又は不適切である。
 - 訪問の実施日、訪問した薬剤師の氏名、処方医から提供された情報の要点、訪

問に際して実施した薬学的管理指導の内容（薬剤の保管状況、服薬状況、残薬の状況、投薬後の併用薬剤、投薬後の併診、副作用、重複服用、相互作用等に関する確認、実施した服薬支援措置等）、処方医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点、処方医以外の医療関係職種から提供された情報の要点及び当該医療関係職種に提供した訪問結果に関する情報の要点

Ⅲ－４－２ 麻薬管理指導加算

- 麻薬管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 訪問した際に実施した麻薬に係る薬学的管理指導の内容を薬剤服用歴の記録に記載していない。

Ⅲ－５ 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料

- 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 保険医から緊急の要請があった日付及び要請の内容並びに要請に基づき訪問薬剤管理指導を実施した旨を薬剤服用歴の記録に記載していない。

Ⅲ－６ 服薬情報等提供料

- 服薬情報等提供料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 別紙様式 1 又はこれに準ずる様式の文書等の写しを薬剤服用歴の記録に添付する等の方法により保存していない。

Ⅳ 薬剤料等に関する事項

Ⅳ－１ 特定保険医療材料料

- 特定保険医療材料料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 特定保険医療材料料を所定の価格で算定していない。

V 事務的事項

V－１ 届出事項

- 次の届出事項の変更が認められたので、速やかに厚生局〇〇課、〇〇事務所に届け出ること。
 - ・ 保険薬剤師（常勤・非常勤）の異動
 - ・ 開局時間の変更

V－２ 掲示事項

- 掲示事項について、次の不適切な事項が認められたので改めること。
 - ・ 薬剤服用歴管理指導料に関する事項の掲示がない。
 - ・ 調剤報酬点数表の一覧等の掲示がない。

- 厚生局〇〇課、〇〇事務所に届け出た事項に関する事項の掲示がない。
調剤基本料、後発医薬品調剤体制加算1・2
- 明細書の発行状況に関する事項の掲示がない。
- 在宅患者訪問薬剤管理指導を行う薬局であることを保険薬局の内側及び外側の見えやすい場所に掲示していない。（基準調剤加算関係）
- 健康相談又は健康教室を行っている旨を保険薬局の内側及び外側の見えやすい場所に掲示していない。（基準調剤加算関係）
- 後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨を保険薬局の内側及び外側の見えやすい場所に掲示していない。（後発医薬品調剤体制加算関係）
- 開局時間を保険薬局の内側及び外側のわかりやすい場所に表示していない。
（調剤料の夜間・休日等加算関係）
- 加算の対象日、受付時間帯を保険薬局内のわかりやすい場所に掲示していない。
（調剤料の夜間・休日等加算関係）

V-3 一部負担金等の取扱い

- 一部負担金について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - 一部負担金を徴収していない。（従業員、家族）
- 明細書について、次の不適切な事項が認められたので改めること。
 - 明細書の内容について、調剤報酬点数の算定項目が分かるものとなっていない。

VI その他

VI-1 調剤報酬明細書の記載

- 一般名処方が行われた医薬品について、後発医薬品を調剤しなかった場合に、その理由を調剤報酬明細書の摘要欄に記載していない不適切な例が認められたので改めること。

VI-2 保険請求に当たっての請求内容の確認

- 保険薬剤師が行った調剤に関する情報の提供等について、保険薬局が行う療養の給付に関する費用の請求が適正なものとなるよう努めていないので改めること。
 - 保険薬剤師による処方せん、調剤録、調剤報酬明細書の突合・確認が行われていない。

VI-3 関係法令の理解

- 健康保険法をはじめとする社会保険各法並びに医薬品医療機器等法の保険医療に関する法令の理解が不足しているので、法令に関する理解により一層努めること。
- 保険調剤に係る調剤情報等の個人情報については、「個人情報の保護に関する法令」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等の規定を踏まえ、その取扱いに係る薬局内掲示を行う等、配慮すること。

- 被保険者証のコピーを保有することは、個人情報保護の観点から好ましくないの
で改めること。